



令和5年9月8日

四国運輸局

一般旅客自動車運送事業者の行政処分等について

(令和5年8月分)

四国運輸局は、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた、一般旅客自動車運送事業者3者(3営業所)に対して、道路運送法第40条の規定に基づき行政処分等を別紙のとおり行いましたのでお知らせします。

《問い合わせ先》

四国運輸局自動車交通部

自動車監査官 坂尾、重松

電話：087-802-6774

一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

令和5年8月分 四国運輸局自動車交通部

行政処分等の年月日	事業の種類	事業者名称及び営業所名称	管轄運輸支局	行政処分等の内容	行政処分等の詳細
令和5年8月16日	一般乗用 (タクシー)	伊予鉄タクシー株式会社 本社営業所	愛媛	・輸送施設の使用停止(50日車)	別添 ①
令和5年8月28日	一般乗用 (タクシー)	株式会社三里ハイヤー 本社営業所	高知	・輸送施設の使用停止(107日車) ・文書警告	別添 ②
令和5年8月31日	一般乗合 (乗合バス)	徳島バス株式会社 橘営業所	徳島	・文書警告	別添 ③

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和5年8月16日
事業者の氏名又は名称	伊予鉄タクシー株式会社(法人番号9500001000477)(代表者 芳野雅郎)
事業者の住所	愛媛県松山市竹原2丁目3-15
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県松山市竹原2丁目3-15
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車)
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項、タクシー業務適正化特別措置法第13条
違反行為の概要	<p>令和5年6月14日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)</p> <p>(2)登録タクシー運転者証の表示をしていなかったこと(タクシー業務適正化特別措置法第13条)</p>
当該違反点数	5点
事業者累積違反点数	5点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和5年8月28日
事業者の氏名又は名称	株式会社三里ハイヤー(法人番号5490001009581)(代表者 中澤光則)
事業者の住所	高知県高知市五台山4999番地
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県高知市五台山4987-2、4999
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(107日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項、第29条
違反行為の概要	<p>令和5年6月5日及び同年同月13日、酒気帯び運転を端緒として監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼の記録簿に不実記載を行っていたこと(運輸規則第24条第5項)</p> <p>(3)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項)</p> <p>(4)事業用自動車に係る事故の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第26条の2)</p> <p>(5)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)</p> <p>(6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(7)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(8)自動車事故報告書の提出をしていなかったこと(道路運送法第29条)</p>
当該違反点数	11点
事業者累積違反点数	11点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和5年8月31日
事業者の氏名又は名称	徳島バス株式会社(法人番号4480001001730)(代表者 金原克也)
事業者の住所	徳島県徳島市出来島本町1丁目25番地
営業所の名称	橘営業所
営業所の所在地	徳島県阿南市橘町幸野85番地
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和5年8月25日、不適切運行を端緒として監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)従業員に対し、誠実に職務を遂行するように指導監督することが効果的かつ適切に行われていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第2条第3項)</p> <p>(2)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第26条第1項)</p> <p>(3)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(4)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p>
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

【自動車運送事業者の行政処分等の公表について】

1. 自動車運送事業の適正化対策

国土交通省では、自動車運送事業における事故防止の徹底と運輸の適正化を図るとともに、利用者利便を確保するため、自動車運送事業者に対して監査を実施しています。

監査の結果、法令に違反する事実が確認された場合には、厳正な行政処分等を行うとともに、その改善について指導する等の措置を講じています。

行政処分の種類には、自動車等の輸送施設の使用停止処分、事業の停止処分、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令（タクシーのみ）、許可の取消し処分があります。

また、行政処分にはいたらないものとして、口頭注意、勧告、警告があり、行政処分とこれらをあわせて「行政処分等」といいます。

2. 自動車運送事業者の法令違反に対する点数制度

国土交通省では、自動車運送事業者の適正化を図るため、自動車運送事業者の法令違反に対する点数制度を導入しています。

たとえば、バスやタクシーといった旅客自動車運送事業者が、道路運送法等の法令違反を犯した場合、法令の規定により自動車の使用停止が命じられます。その使用停止の日車数10日車までごとに違反点数1点を付加し、処分日前3年間の累積違反点数が50点を超えることとなるときは、当該違反行為を行った営業所の事業停止処分を、80点を超えることとなるとき又はその他の悪質な法令違反があったときは、事業許可の取消し処分を行っています。

3. 自動車運送事業者の行政処分等の公表

四国運輸局では、利用者による事業者の選択を可能にすることにより利用者利便を確保するとともに、事業の健全な発達及び輸送の安全確保を図るため、四国運輸局管内における自動車運送事業者に対する行政処分等の情報を、原則として行政処分等を行った日から5年間ホームページで公表しています。